

## 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### <基本的考え方>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）を始めとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

### <成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合 （男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 （男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女とも70% （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 （平成27年11月）	150か所 （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 （平成27年11月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

# 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策の基本的方向	
<p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進する。</p> <p>また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係行政機関を始め、医療機関、弁護士、民間支援団体等との更なる官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援の更なる拡充を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備</p> <p>① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報活動を実施する。</p> <p>② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。</p> <p>③ 被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。</p> <p>④ 表現の自由を十分尊重した上で、卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、違法な広告物については、撤去等の指示及び取締りを行う。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁</p>
<p>イ 相談しやすい体制等の整備</p> <p>(ア) 相談・カウンセリング対策等の充実</p> <p>① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。また、警察においては、交番や鉄道警察隊への女性警察官の配置、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等により、女性が安心して相談できる環境の整備に努める。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。</p> <p>② 日本司法支援センターにおいて、引き続き、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施するとともに、配偶者等からの暴力、ス</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p>

<p>トーカー行為の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。</p> <p>③ 中長期にわたる相談・カウンセリング、自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。</p> <p>④ 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を図る。</p> <p>(イ) 研修・人材の確保</p> <p>① 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。</p> <p>② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。</p> <p>③ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。</p> <p>④ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。</p> <p>(ウ) 厳正かつ適切な対処の推進</p> <p>① 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえて、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介を行うなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>② 人権擁護機関においては、女性に対する人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講ずる。</p> <p>(エ) 関係機関の連携の促進</p> <p>① 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。</p> <p>② 被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省、文部科学省</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
--	--

<p>③ 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」等の場において、犯罪被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。また、人権擁護機関においても関係機関との連携・協力を強化する。</p>	警察庁、法務省
<p>④ 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。</p>	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
<p>ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援</p>	
<p>① 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。</p>	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省
<p>② 被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する。</p>	内閣府
<p>エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p>	
<p>(ア) 安全・安心まちづくりの推進</p>	
<p>① 公共施設や共同住宅等の住居における女性・子供を対象とした犯罪が多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを引き続き推進する。</p>	警察庁、関係府省
<p>(イ) 防犯対策の強化</p>	
<p>① 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。</p>	警察庁
<p>② 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。</p>	警察庁
<p>(ウ) 加害者に対する再犯防止対策の推進</p>	
<p>① 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p>	法務省

<p>(エ) 女性に対する暴力に関する調査研究等</p> <p>① 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。</p> <p>② 被害者が相談できない原因等を含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。</p>	<p>警察庁、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
--	---------------------------------

## 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向	
<p>配偶者等からの暴力の被害者に対する支援に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施する。</p> <p>被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、男女を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。</p> <p>また、配偶者暴力防止法の改正（平成26年1月施行）により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとされたことを踏まえて、この改正内容の国民への周知を徹底する。とりわけ、若年層に対する予防啓発を充実する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p> <p>(ア) 関係施策の積極的な推進</p> <p>① 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。</p> <p>② 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手（改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む）からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。</p> <p>(イ) 関係機関・民間団体等との連携協力</p> <p>① 被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。</p> <p>② 地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>

<p>める。</p> <p>(ウ) 地方公共団体の取組に対する支援</p> <p>① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。</p> <p>② 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。</p> <p>③ 地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>(エ) 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <p>① 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。</p> <p>② 配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人（在留資格の有無を問わない）、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。</p> <p>(オ) 被害者情報の保護の徹底</p> <p>① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p> <p>イ 相談体制の充実</p> <p>(ア) 配偶者暴力相談支援センターの取組</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間・休日を問わず対応ができるよう促す。</p> <p>(イ) 警察の取組</p> <p>① 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境整備に努める。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>警察庁</p>
---	---

<p>(ウ) 人権擁護機関等の取組</p> <p>① 人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「よりそいホットライン」においては、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省、</p>
<p>(エ) 相談員等の研修の充実</p> <p>① 現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。</p> <p>② 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>ウ 被害者の保護及び自立支援</p> <p>(ア) 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p>	
<p>① 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(イ) 暴力行為からの安全の確保</p> <p>① 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(ウ) 医療関係者による早期発見の推進</p> <p>① 医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施等、配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(エ) 一時保護</p> <p>① 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。</p> <p>② 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>(オ) 心身の健康回復への支援</p> <p>① 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>

<p>相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。</p>	
<p>(カ) 自立支援</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。</p> <p>② 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>国土交通省</p>
<p>(キ) 広域的な連携の推進</p> <p>① 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題も含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を図る。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>(ク) 加害者更生の取組</p> <p>① 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p>
<p>エ 関連する問題への対応</p>	
<p>(ア) 児童虐待への適切な対応</p> <p>① 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>(イ) 交際相手からの暴力への対応</p> <p>① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>



### 3 ストーカー事案への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>ストーカー事案は、被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為である。</p> <p>被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア ストーカー事案への厳正な対処等</p> <p>① ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の改正（平成 25 年 10 月全面施行）により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p> <p>② 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。</p> <p>③ ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化し、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、関係府省</p>
<p>イ 被害者への支援の推進</p> <p>① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。</p> <p>② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>ウ 被害者情報の保護の徹底</p> <p>① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土</p>

<p>② 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないよう十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。</p>	<p>交通省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省、関係府省</p>
<p>エ 広報啓発活動等の推進 (ア) 予防啓発の推進</p>	
<p>① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省、関係府省</p>
<p>(イ) 広報啓発の推進</p>	
<p>① どのような行為がストーカーに当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者につきまとい等があった場合も法の対象となり得ることなどについて、広報啓発をより一層推進する。</p>	<p>警察庁</p>
<p>② ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>オ 加害者更生に係る取組の推進</p>	
<p>① 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、関係府省</p>

#### 4 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p>	
<p>(ア) 関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進</p>	
<p>① 性犯罪への対処のため、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力</p>	<p>警察庁、法務省</p>

<p>な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。</p>	
<p>(イ) 性犯罪捜査体制の整備・充実</p> <p>① 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。</p>	警察庁、法務省
<p>(ウ) 性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <p>① 「性犯罪被害 110 番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p>	警察庁
<p>(エ) 精神面の被害への適切な対応</p> <p>① 性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。</p>	警察庁、関係府省
<p>(オ) 各種性犯罪への対応</p> <p>① 痴漢犯罪、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。</p> <p>② ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等について、厳正な取締りに努める。</p> <p>③ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。</p>	警察庁、国土交通省  警察庁  文部科学省、厚生労働省、関係府省
<p>イ 被害者への支援・配慮等</p> <p>(ア) ワンストップ支援センターの設置促進</p> <p>① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるように、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p>	内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省

<p>(イ) 女性警察官等による支援</p> <p>① 指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置された女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。</p>	<p>警察庁</p>
<p>(ウ) 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <p>① 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。</p> <p>② 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。</p>	<p>警察庁、法務省、国土交通省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>(エ) 診断・治療等に関する支援の充実</p> <p>① 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。</p> <p>② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。</p> <p>③ 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医会等とのネットワークの充実強化に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、関係府省</p>
<p>(オ) 被害者等に関する情報の保護</p> <p>① 被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。</p>	<p>法務省</p>
<p>(カ) 被害者連絡等の推進</p> <p>① 捜査状況等の連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。</p>	<p>警察庁、法務省、国土交通省</p>

<p>(キ) 専門家の養成、関係者等の連携等</p> <p>① 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p> <p>② 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。</p> <p>③ 被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</p> <p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> <p>(ア) 再犯防止対策の推進</p> <p>① 関係府省や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。</p> <p>(イ) 加害者対策の推進</p> <p>① 性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p> <p>エ 啓発活動の推進</p> <p>① 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省 厚生労働省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省</p>
--	--

## 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向	
<p>家族を始めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。</p> <p>また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等</p> <p>(ア) 関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <p>① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。</p>	<p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>(イ) 被害を受けた児童に対する相談・支援等</p> <p>① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。</p> <p>② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</p> <p>③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>(ウ) 防犯・安全対策の強化</p> <p>① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。</p> <p>② 若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに、違法行為に対する厳正な対処を図る。</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁</p>
<p>イ 児童ポルノ対策の推進</p> <p>① 平成 26 年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>ウ 児童買春対策の推進</p> <p>(ア) 児童買春の取締りの強化等</p> <p>① 児童買春は、児童の権利に対する重大な人権侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交</p>	<p>警察庁、法務省</p>

<p>等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立ち直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。</p>	
<p>② 出会い系サイトやSNS等に起因する児童買春等の防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。</p>	警察庁、総務省
<p>(イ) 被害児童等に対する適切な対応</p>	
<p>① 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。</p>	警察庁、厚生労働省
<p>② 学校教育の場において、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、より適切な措置を講ずる。</p>	文部科学省
<p>③ 気軽に相談できるよう、児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。</p>	警察庁
<p>(ウ) 啓発活動の推進等</p>	
<p>① 児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、その当事者にならないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。</p>	警察庁、文部科学省、厚生労働省
<p>② 国民への広報啓発やフィルタリングの普及啓発活動、民間団体等と連携した児童被害防止対策の推進、出会い系サイト等を利用している児童への働きかけ、業界の自主的な取組の促進等による児童の出会い系サイトの利用の防止やSNS等に起因する被害を防止するための施策を講ずるとともに、関係法令に基づく指導、監督を行う。</p>	警察庁、関係府省
<p>エ 広報啓発の推進</p>	
<p>① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実に努める。</p>	内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省

## 6 売買春への対策の推進

施策の基本的方向	
性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進</p> <p>① 売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導するなど、売春を未然に防ぐための施策を推進する。</p> <p>② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行う。</p> <p>③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。</p> <p>イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p> <p>（ア）売買春からの女性の保護</p> <p>① 売買春を未然に防止するため、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導するなど、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業を積極的に実施する。</p> <p>（イ）社会復帰支援の充実</p> <p>① 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。</p> <p>② 売買春に関わる女性に対しては、婦人相談所における自立支援プログラムの更なる見直しを行うなど、生活再建等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>③ 保護観察に付された女性に対しては、再び売春を行うことのないよう、必要な指導や就職の援助等を行うことにより、社会復帰のための支援を行う。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における指導及び支援の一層の充実に努める。</p> <p>（ウ）関係機関との連携強化</p> <p>① 搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との更なる連携を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁</p> <p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>



## 7 人身取引対策の推進

施策の基本的方向	
<p>人身取引が、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすことに鑑み、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、効果的な取組を促進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進</p> <p>(ア) 被害の発生状況等の把握・分析</p> <p>① 入国管理局の各種手続き等において認知した人身取引被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。</p> <p>(イ) 諸外国政府等との協力関係の構築</p> <p>① 我が国に対し人身取引被害者を多く送り出している国々等への政府協議調査団の派遣等を通じ、諸外国の政府、関係機関等との情報交換に努めるとともに、これらの国々との間で、人身取引の防止及び被害者保護に関し、協力関係を構築する。</p> <p>(ウ) 被害者の認知</p> <p>① 人身取引の被害申告等呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努めていくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々に所在する我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。</p>	<p>関係府省</p> <p>外務省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省</p>

<p>(エ) 取締りの徹底</p> <p>① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。</p>	<p>内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>(オ) 関係行政機関及び民間支援団体等との連携による保護・支援の充実</p> <p>① 婦人相談所において、関係行政機関、在京大使館、国際移住機関（IOM）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事の配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保など、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。また、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等へ一時保護委託を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(カ) 被害者のニーズに合わせた保護・支援の実施</p> <p>① 婦人相談所において、被害女性に必要なカウンセリング、医療ケア等を実施する。また、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は専門医療機関と連携するなどにより、心理的ケアや精神的な治療を行う。</p> <p>② 人身取引等の被害者の保護に関する制度など、犯罪被害者保護・支援の諸制度について、捜査過程における被害者への情報提供を行うとともに、一定の要件を満たす場合は民事法律扶助の活用が可能であることなどの情報提供と法的援助を実施する。</p> <p>③ 本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密に行う。また、被害者の出身国の在京大使館・政府・NGOとも協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害防止に向けた最適な支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>法務省、外務省</p>
<p>(キ) 広報啓発</p> <p>① 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>

## 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向	
<p>セクシュアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなどの性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な内容の発言も含まれるところであり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設で発生する被害やスポーツ分野等における被害についても、その実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。</p> <p>セクシュアルハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講ずるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進</p> <p>(ア) 企業における対策の推進</p> <p>① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、職場における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置についての男女雇用機会均等法に基づく指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。併せて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。</p> <p>② パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアルハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアルハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正措置、専門的な知識や技術を持った職員の活用等による適切な相談対応等を引き続き行う。</p> <p>③ 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにすることや、被害者が安心して相談でき相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>(イ) 国家公務員についての対策</p> <p>① 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月人事院規則）及び人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策により組織的、効果的に推進する。</p>	<p>全府省</p>

<p>イ 教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進</p> <p>① 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。</p> <p>② 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。</p> <p>③ セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ その他の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進</p> <p>① 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

## 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

施策の基本的方向	
<p>女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等により、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になっているという状況を踏まえた対策を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 広報啓発の推進</p> <p>① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省</p>
<p>イ 流通防止対策等の推進</p> <p>① 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年</p>	<p>警察庁、総務省、</p>

<p>法律第 126 号。平成 26 年 12 月全面施行) により、いわゆるリベンジポルノを始めとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正 (平成 26 年 7 月施行) により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。</p>	<p>法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>② わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。</p>	<p>警察庁、関係府省</p>
<p>③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。</p>	<p>内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省</p>
<p>④ メディア産業の性・暴力表現について、DVD やインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。</p>	<p>総務省、経済産業省</p>